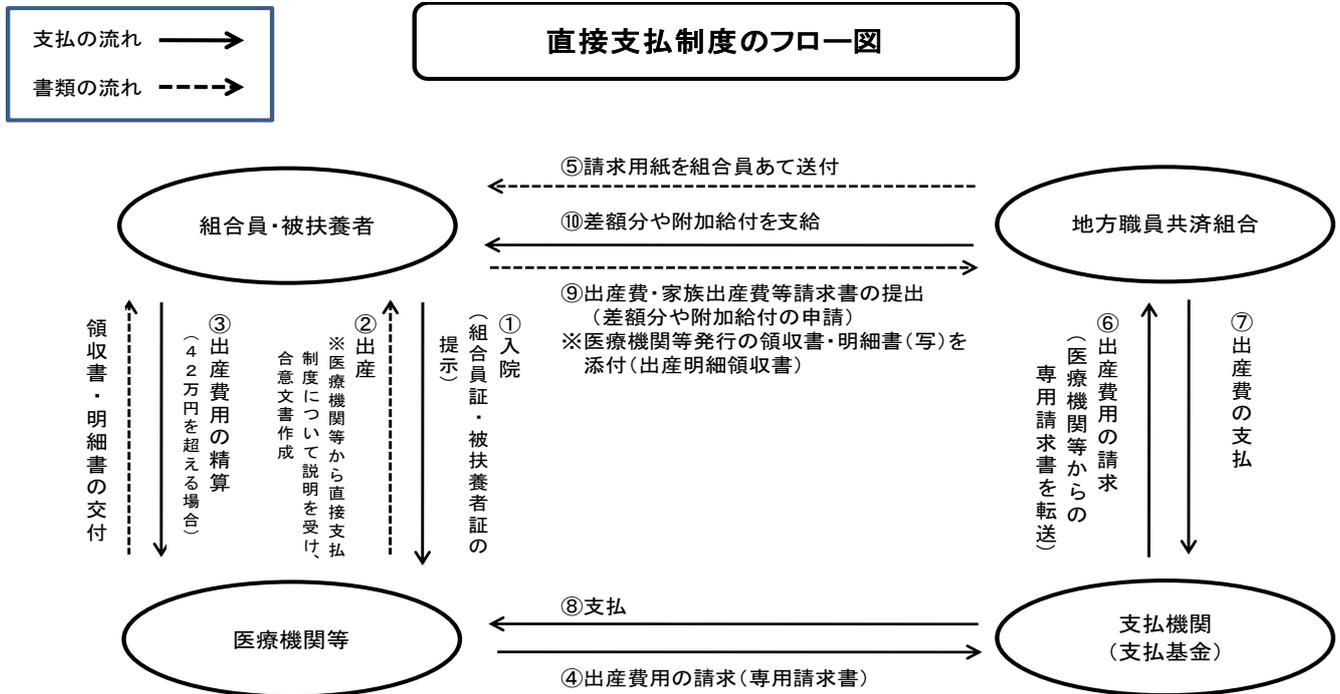


# 「出産費・家族出産費の請求と出産費附加金等の請求」

## ☆ 直接支払制度を利用した場合



① 組合員または被扶養者は、入院するときに、組合員証または被扶養者証を医療機関等の窓口にて提示する。

※ 医療機関等は組合員または被扶養者の退院までに、直接支払制度の説明と意思確認を行い、合意したときは書面を2通作成し、組合員または被扶養者に1通を交付する。

→ 請求時に必要となるため、お手元で保管いただきますようお願いします。

③ 出産費用を精算する。

医療機関等は、領収書および費用の内訳等を記載した明細書を組合員または被扶養者に交付する。

→ 請求時に必要となるため、お手元で保管いただきますようお願いします。

(1) 出産費用が42万円(産科医療補償制度の対象分娩ではない場合は40万8千円。以下同じ。)を超える場合 → 実質かかった金額から42万円を引いた額を個人負担として支払

(2) 出産費用が42万円以内の場合 → 窓口での支払なし

(差額は後日請求：下記⑤および⑨を参照)

⑤ 共済組合から、組合員の所属または自宅へ、下記のいずれかの用紙を送付します。

(2～3ヶ月かかる場合がありますが、組合員からご連絡いただく必要はありません)

③の(1)に該当する場合 → 出産費附加金の請求用として  
「出産費附加金・家族出産費附加金請求書」

(2)に該当する場合 → 差額分および出産費附加金の請求用として  
「出産費等内金払い請求書」

出産された病院 ⇒ 支払基金 ⇒ 共済組合

支払基金より共済組合へ請求用紙が届くのに約2ヶ月かかります。

直接支払制度を利用して出産された方の「出産費附加金・家族出産費附加金請求書」、「出産費内金払い依頼書」は、共済組合より送付しますので、ご連絡いただく必要はありません。

- ⑨ 組合員は、共済組合より受け取った⑤の請求用紙を提出する。

\* 添付書類 \*

直接支払制度利用に関する合意文書の写し、出産費用の内訳を記した明細書の写しが必要です。

- ⑩ 共済組合は、組合員から前記⑨の請求用紙を受け取ったときは審査のうえ、支給を行う。

※5日までに受理した場合は当月末、それ以降は翌月末の給付となります。

- (注) (1) 妊娠4か月(85日)以上であれば、死産、流産などの異常分娩や母体保護法に基づく人工妊娠中絶に対しても支給されます。
- (2) 双生児以上を出産した場合は、その人数分の額が支給されます。
- (3) 産科医療補償制度に加入している医療機関等において在胎週数が22週に達した以後の出産(死産を含みます)がなされたことが認められた場合、40万8千円に1万2千円が加算されます。在胎週数22週未満の出産(流産、人工妊娠中絶を含みます)や当該制度に未加入の医療機関等において出産した場合の支給額は、40万8千円となります。

- ◆ 1年以上組合員だった者が退職後6ヶ月以内に出産したときも、出産費が支給されますが、退職後、他の医療保険者から同様の給付を受けるときは支給されません。(※) また、退職後に出産する場合は、附加給付は支給されません。

※ 他の医療保険者から給付を受けていない証明書が必要となります。

## ★ 直接支払制度を利用しない場合

### < 出産費・家族出産費の請求 >

直接支払制度を利用しない場合は、出産されるまでに共済組合（Tel0742-27-0999）あてご連絡ください。共済組合から組合員へ請求に必要な書類（様式：「医師、助産師による出産証明書」など）を送ります。出産される医療機関で証明を受けたうえで、出産後に請求手続きをしてください。

なお、被扶養者が当共済組合の認定日から6ヶ月以内に出産した場合は、別途書類が必要となるため、その旨を申し出てください。

### < 出産費附加金・家族出産附加金の請求 >

「出産費・家族出産費」の請求書で請求できますので、別途請求は不要です。

#### \* 添付書類 \*

医師・助産師の証明書（原本）、直接支払制度利用に関する合意文書の写し、出産費用の内訳を記した明細書の写しが必要です。

### < 限度額適用認定証について >

- ①帝王切開などの保険診療を行った場合は、3割の窓口負担を支払うこととなりますが、一時金をこの3割負担の支払いに充てることのできる場合があります。（出産される病院に確認してください。）
- ②妊婦健診等により、帝王切開など高度な保険診療が必要とわかった場合、会計時に「限度額適用認定証」の提示を求められますので、できるだけ入院前に申請をしてください。  
※限度額適用認定証の提示がない場合、請求額が高額になることもあります。  
その場合、支払った高額療養費は医療機関等からのレセプトに基づき共済組合で計算をして自動給付を行いますので、組合員からの請求の必要はありません。（レセプトが共済組合へ届くの2～3ヶ月かかります。）
- ③病院機構所属の方は各所属長の公印が必要となりますので、必ず各所属の総務課へ「限度額適用認定証」の申請手続きを行ってください。

問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30

地方職員共済組合奈良県支部

（直）Tel0742-27-0999